哈調資料第五號

# 滿蒙の畜産と東支鐵道

南滿洲鐵道株式會社
哈爾賓事務所調査課

# 序

本號初篇家畜の保險は露國に於ては既に古くより行はれ現勞農治下に在りても鋭意其普及に努力しつつある所である。蓋し農業を以て國民經濟の基礎とする露國に在りて農民の貴重なる財產であり又唯一の農業動力であり而して最後に農家に對して有力なる副業を與ふる家畜に對して之れが保護と喪失の場合に於ける損害塡補の道を講ずるは至當の處置である。

我が北滿洲の天然的條件竝に經濟事情は頗る舊露國就中西比利に似たるものがあり、然も二十五年來露人は東支鐵道及其附屬地を根據として勢力を扶殖して居る。而してその露人たる東支鐵道獸醫部のプリサードスキイ獸醫が舊露國の經驗に鑑み其長を取り其短を捨てて茲に東支鐵道附屬地帶に於ける畜牛保險事業の立案を見たるは決して偶然でない。

案そのものに就いては筆者自らも或る部分尙ほ研究を要すると云つて居るし更らに全体に亘つて研究の餘地あるものと思ふ。

第二篇滿蒙畜產業に於ける東支鐵道と民間資本家の協同は實際問題として更らに一層研究の餘地がある樣に思ふ、而して本篇は此方面に對して幾多の新問題を投げ掛けた所に特に興味がある

將來大に滿蒙の經濟的活動に參與せねばならぬ日本人に取りて直接間接の參考に資する所尠くない、譯に附して供覽する次第である

大正十二年十月

哈爾賓事務所
調查課長　山　內　勝　雄

# 満蒙の畜産と東支鐵道

## 目次

目次終

# 滿蒙の畜産と東支鐵道

## 第一編 東支鐵道附屬地帶に於ける畜牛保險業の創始に就て

東支鐵道獸醫部プリサードスキイ著
滿鐵哈爾賓事務所調査課譯

現代の經濟的情勢を觀近、き將來に於ける世界共通の實經濟及び貨物交易を豫測すれば一般農村の生産業特に牧畜業に多大の重意義を附せざるを得ない。

此の牧畜業は當地方の經濟生活を復興露西亞に結合せしめることを考慮する時は更に一倍の重要さを加へる。

### 第一章 東支鐵道と家畜防疫

東支鐵道地帶に於ける畜類の保全には從來家畜衞生監督所が之に當つて居り現在も同樣であるが然し其施設は獸醫網の發達遺憾なしと稱せらるる舊露西亞にあつても單に家畜の死亡率を減じたに過ぎず經營者側は依然流行家畜病の爲めに牧畜に投下した莫大の資本の損失を受け來つた

家畜病を撲滅すると云ふことは其時丈の處置を以て足れりとせず往々莫大な資力を速刻一時に要する様な機會の爲めに平生から充分準備して置く必要がある。其の機會と云ふのは罹病及び其の疑ある家畜の屠殺であつて是は經濟上から云つても學問上から云つても尤も有利な方法で是非是は實行せなければならぬ。斯様な處置は從來公共的行政官廳によつて發布された義務的法規に基き强制的に家畜の買上隔離を爲し此の隔離された家畜に對する所有者の損害は行政官廳よりの支出によつて塡補され來つた。

公共的國家的の牧畜經營が增大すると共に上記の如き獸疫撲滅の支出費用が增加して來た。自治体の豫算の貧弱なることと否な寧ろ豫算編成法其のものが當を得て居なかつたが爲めに此等の費用は多く豫算外支出即ち家畜保險法を基として支辦せられた以上は舊露國の話であるが東支附屬地帶に於ても亦同様の順序を踏んで來て居る。而して東支鐵道の獸醫部は其設立の時から主として支那、蒙古から露西亞本國へ獸疫を移入せぬ様に豫防しつつ家畜衞生の目的を果し來た。

附屬地帶に露西亞民が殖え、此處に牧畜が發達するに從ひ獸醫部は漸次全地方を幾つかの獸醫區に分けて牧畜の保護に任じた。

此の業務は何時となく舊露西亞の諸縣に於て見た樣な組織を取り獸疫撲滅及び畜産に關する其他の重要なる公共的問題を處理する爲めに强制的法規を作つたのである。

家畜衞生監督所及び東支鐵道は双方共上述の樣な方面にのみ力を注ぎ富地方牧畜業に對する一般經濟

的重要問題に餘り身を入れなかつた、其の爲めに舊露西亞本國に於ける獸疫監督の業務の型が當地方に於ても其儘行はれた。

即ち附屬地帶に於ては露西亞の例に倣ひ獸疫撲滅に對する一と通りの處置が總て講ぜられ必要な場合には家畜の買ひ上げまでも行ひ而して其費用は皆な東支鐵道が自分の金で支拂つた。最近十年間に傳染性肺炎を撲滅する爲めに買上げた畜牛の代金丈けでも其額五萬金留に達して居る

附屬地帶に於ける露西亞の勢力が完全に其の力を保有し、東支鐵道が自ら行政的機能を行使して居た間は獸醫部の上記性質の業務が可能であり理に適つて居た。

然るに一九二〇年から東支鐵道は露西亞の政治中心との連絡を失つて孤立したものとなり而して極東に樹立された政治的形勢の結果東支鐵道は純粹なる商業的企業として鐵道營業のみの新しき獨立的經濟政策の上に立たなければならなくなつた。

從來東支鐵道は露國の利益の爲めに働き依つて露國の國庫から財政上の援助を受けて居たが現今は單に當地方に於ける原料生産並びに加工的工業の發達に對し廣汎なる創始の業を控ねて居るのみとなつた當地方に於ける經濟生活の性質に鑑み牧畜業は東支鐵道の計劃的、組織的活動開始に當り首要なる對象の一つであるに相違無い。牧畜及び畜産工業の發達によつて東支鐵道は已の商業的目的の達成を求めることが出來る、而して此の方面に於て東支鐵道は已の獸醫機關を利用するのが尤も得策である。既に

革命前の舊露西亞にあつて諒得された原則によれば公共的經濟事業は一般縣豫算の負擔であつてはならず一に其の事業に干與する人民團体の完全なる獨立活動と負擔によつて實行さる可きものたることである。此の原則は尚一層適切に現在の附屬地帶の狀況に適合する。

一の營利的企業であり又當地方經濟生活の首要な分子である所の東支鐵道が自已の活動の基礎として當地方の牧畜及畜產工業の增進を謀らんとするは誠に結搆であるがそれには苟も經濟的打算の妥當を得ることが必要であつて決して近き過去に於ける露國の縣會及び自治体一般の特徵とした經濟上の慈善によるのでは駄目である。

## 第二章　東支鐵道と家畜保險

當地方に於ける家畜中主要の位地を右むるものは食肉及搾乳に供する牛である。然るに當地方に於ける家畜病の猖獗は往々飼畜の全經營を破壞し之に投じた全資金を喪失せしむることがあるので斯業の基礎は非常に堅實さを殺がれて居る。故に東支鐵道が牧畜業の發達を圖らんとならば先づ左の二つの要件を充分に充たさなければならぬ。

一、獸疫に依る牧畜類の死滅を防ぐこと。

二、牧畜に投下された資本を保護すること。

第一の方は現在行はれてる家畜衞生に關する施設で充分なりとすれば第二の方は家畜の獸疫による損害保險に依つて其目的が達せられ得る。

而して此の問題は經濟組織の不完全なる滿洲に於ては只だ東支鐵道の力に依つてのみ實現され得るものと考へざるを得ぬ

東支鐵道が其の營利的使命に應じて妥當なる經濟策を行はんが爲めには現代の特殊な經濟生活情況に鑑み特殊の手段を以つて家畜保險の實現に向はなければならない。東支鐵道は營利的企業なるが故に家畜保險の問題に於て露國諸縣の政策を踏襲することが出來ないのは云ふまでもない歐露に於ける殆ど總ての縣は莫大な欠損を招きつゝ保險を行ひ一般縣稅からの支出を割いて補つて居たのである

されはとて東支鐵道は此の保險事業から最大限の利益額を得んとする民間保險會社の樣な遣り方も無論不可ない。

即ち家畜保險は東支鐵道に取つて絕對に無欠損でなければならない。それと同時に大小の牧畜家が齊しく加入して其利益に浴し得る樣に非負擔的でなければならない。如上の意味に於ける此の問題の解決には露西亞本國の諸縣によつて三十年以上も試みられた廣い經驗の結果を考量して當る可きである。

添附した第一表は舊露諸縣の家畜保險の組織の特徵を示す。

前表に依つて露西亞の舊諸縣は各自巳の存在の當初（一八八〇年以來）から家畜保險の問題に取り掛つて居たことが明である。家畜保險を始めやうと試みた十四縣の內、カルーヂスカは（一八八〇年から）クールスカヤ及びオルローフスカヤ（一八八四年から）のみ而かも傳染病丈に對し保險を附することゝ强制した然し此の保險はカルージスカヤに六年、クールスカヤに二年、オルローフスカヤに九年存續した後損失を招いて廢止された、つまり人民に無理に强制する方法だつたので未納者が大變な割合に出來て其の結果縣財政の他の特殊な資金に手を付けるに至つた爲めである。其れよりも堅實で廣い範圍に行はれたが矢張損失を招いたのが任意家畜保險であつた。

十三縣の內八縣は牛及馬の保險を行ひ五縣は牛丈けの保險を行つた、其の際前者は八〇〇、三九留後者は一四三、七四八留の損失を蒙つた。

先づ縣の任意保險の小規模なことか注目を惹く。保險に付せられた牛の頭數の全畜牛數に對する割合を見るにモスコウ縣は一五％サラートフスカヤ縣は八％を算するに過ぎない、大多數の場合に於ては次の表に明かな如く絕對數に於ても相對數に於ても僅少である。

縣保險事業の特徵を見るに保險目的物（牛及馬）を明にすると共に縣保險は全ゆる種類の死亡に就いて行はれたことと其の死亡の七五％は全ゆる種類の疾病に依り二五％は他の原因によつてることを注目しなければならない。病氣で斃れた全數の內$2/3$は特發的非傳染性疾病が斃死の原因となり、唯$1/3$丈けが傳染

# 第一表

| 縣 | 保險ノ年 | 動物ノ評價 | 毎年平均保險頭數 | 死亡率 牛(百分率) | 死亡率 馬(百分率) | 保險料ノ割合 牛(百分率) | 保險料ノ割合 馬(百分率) | 總數ニ對スル付保險家畜ノ率 | 付保險動物ノ種類 | 如何ナル病氣ノ保險 | 保險ノ性質 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カルージスカヤ | 1880–1886 | 8–20留 | 250000 | – | – | 1–1½ | – | – | 單ニ牛 牛及ビ馬 | 專ラ流行病ニ對シ。 全ユル種類ノ死亡ニ對シ。 | 任意保險、 強制保險、 | 縣保險ノ特徴ヲ示ス全數字材料ハ「シャードリン」氏ノ第二回全露獸醫會議ニ於ケル報告「縣家畜保險ノ總結果」ノ資料カラ取ラレタ。 |
| クールスカヤ | 1884–1886 | 70留以下 | 450000 | – | – | 1½–2 | – | – | | | | |
| オルローフスカヤ | 1884–1897 | 12–20留 | 380000 | 0、32 | – | 1¼–1½ | – | – | | | | |
| チリンゴフスカヤ | 1888–1891 | 12–15留 | 4800 | 4 | – | 2–3 | – | – | | | | |
| ペテルブルグスカヤ | 1886–1903 | – | – | – | – | – | – | 1 | | | | |
| オルローフスカヤ | 1886–1897 | 12–20留 | 50000 | 4、6 | – | 4 | – | – | | | | |
| クールスカヤ | 1890以來 | 8–25留 | 26000ノ内 5000支拂ズミ | 5、1–4 | – | 3–5 | .. | 7マデ | | | | |
| ツーリスカヤ | 1893以來 | 7–20留 | 10000 | 4 | – | 3–4 | – | – | | | | |
| ペンゼンスカヤ | 1891–1899 | 5–15留 | 1500–2000 | 4、3 | 6、2 | 3 | – | – | | | | |
| ポルタフスカヤ | 1895–1897 | 14–20留 | 10、000 | 1、7 | 5、6 | ½ | – | – | | | | |
| ヘルソンスカヤ | 1888–1901 | 10–30留 | 1500–2000 | 4 | 14、3 | 2½–4 | – | – | | | | |
| サラートフスカヤ | 1890–1907 | 10–30留 | 150000–60000 | 4、5 | 9–14 | 3–4½ | 4–6–8 | 8マデ | | | | |
| エカテリノスラフスカヤ | 1891–1903 | 10–35留 | 10000–12000 | 4–9 | 8–15 | 3–5 | 6–8 | 1½ | | | | |
| マスコーフスカヤ | 1884以來 | 25–30留 | 40000 | 3–2 | – | 2 | 2、6 | 15牛、3馬 | | | | |
| ウラチジルスカヤ | 1887以來 | 8–30留 | 4000–5000 | 2、3 | 5–7 | 3 | 4 | – | | | | |
| コストロムスカヤ | 1887以來 | 15–30留 | 2000 | 1、9 | 4、5 | 3 | 4 | 1、2 | | | | |

前表に依つて露西亞の舊諸縣は各自已の存在の當初（一八八〇年以來）から家畜保險の問題に取り掛つ

性流行家畜病によつて死んで居る。

縣保險の他の特徵は保險に附せられる動物の死亡率と保險料の標準の全く相應しないことであつて家畜を一般に低く評價して居る。

畜牛の死亡率か一、七%乃至八%平均四%馬匹に於ては四、五%乃至一五% 平均八、九%を示して居るに對し保險動物(双方引ックルメテ)の保險料金對評價格の比率は½%乃至五%平均三、八%であり、馬に於ては稀に六%乃至八%に上つてゐた。

病氣の性質が異り死亡率が異る被保險家畜(牛及馬)を混合したこと、評價に於て鑑別の缺如、保險料の標準の缺如、而して其の標準が總死亡率に對して全く相應しないことが縣保險の毎年の缺損を招き、一般縣豫算及課税に對する壓迫を惹き起し此の狀態で殆ど全部の縣は其の保險事業を終結した。

茲で最も目に附くのは馬匹保險の著しい缺損性であつて是が主として縣保險の上記の財政的結果を決定して居る。

四縣の資料によつて(ペンゼンスカヤ、モスコフスカヤ、ポルタアフスカヤ、ルソンスカヤ)牛馬兩方の保險の損失を調べることが出來るが馬匹の保險は牛類のよりも十二倍損失が大きかつた。

# 第二表　混合保險ノ總結果

| 縣 | 馬匹 付保險頭數 | 馬匹 損失 留 | 馬匹 損失 哥 | 牛 付保險頭數 | 牛 損失 留 | 牛 損失 哥 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ペンゼンスカヤ | 四二一六二 | 三〇五四五 | 三七 | 一三〇三二四 | 一九〇四五 | 〇〇 |
| ポルタアフスカヤ | 一五五〇三 | 一七一八四 | 一三 | 二三一二一 | 二二〇七 | 三五 |
| ヘルソンスカヤ | 二二九二九 | 三一〇一一 | 三九 | 三五八五七 | 一二六二二 | 三一 |
| モスコーフスカヤ | 六二八五五 | 四三三八九 | 三五 | 八三五三四一 | 三四二四三 | 四五 |
| 合計 | 一四三四四九 | 一二二一三〇 | 六四 | 一〇〇四六二三 | 六八一一八 | 一三 |

斯くの如く損失は牛一頭に付、七哥、馬一頭に付三十四哥となつて居る。尚ペー、エセローフスキー氏の材料（四十年間の縣政の歴史）によれば過去四十年間全縣內の任意馬匹保險は牛に比し五½倍丈け損失が大きいことになつて居る。斯くして縣の家畜保險制度の特徵を總括すると次の七項に纒めることが出

來る、

一、任意家畜保險の方が一層廣く普及し又堅實であつた。

二、大規模に保險事業を施行した大多數の縣に於て保險は牛及馬に付せられた。

三、保險は凡ゆる原因の斃死に就て行はれた。

四、被保險家畜の斃死の七五%は傳染性以外全ゆる種類の疾病に依り其の内1/3は特發的(非傳染性)疾病で單に1/3が傳染性獸疫である。

五、保險料の率は被保險家畜死亡率よりも著しく低く此の關係は特に馬匹に就て現れた。

六、諸縣は任意家畜保險の損失九四四、一三八留を招いた。

七、最も欠損的だつたのは混合保險で(牛及び馬)特に馬匹保險が甚しかつた。

尙ほ縣保險に就つては以上の外更に縣保險の比較的小規模なことゝ家畜衛生の發達比較的微弱なりしことゝ最后に家畜保險を行ふ實地當局の欠陷を附け加へなければならない、當局欠陷とは無給の保險取扱者たる村長郡長が職務を惡用することである。是らが皆一つになつて上に述べたやうな會計上の結果を與へた。

## 第三章　家畜保險の重要々素に對する卑見

以上擧げ來つた縣營保險の長短所は是より東支鐵道附屬地帶に實施せんとする家畜保險業の各要素を決定するに好個の參考である卽ち此等を參照して左に卑見を述べよう

一、地方制度の不完全と公共的互助精神の欠如せる滿洲に於て東支鐵道が民間保險會社の格で附屬地帶に行ひ得るのは單に任意家畜保險である。

東支鐵道が愈々家畜保險を開始して附屬地帶の住民と任意保險契約を爲す樣になれば哈爾賓市は附屬地帶内に於ける最大自治團体として及び經濟上各方面の機關を有する關係上本問題に全然無關係で居る譯には行かぬ。哈爾賓自治市は其の構成から云つて從來市の牧畜業には餘り利害を感じて居ないが故に家畜保險の問題に就ても自ら多大の創始的業務を期待することは出來ない。そこで哈爾賓の牧畜經營者をして他の地方と同樣保險に加入せしめる爲めには同市に對して特別の方法を構する必要がある

市廳は家畜經濟に就て絶ねず煩はされることを避ける爲めに市の家畜に高率でない税をかけて相當大きな保險準備資金を作り其れに依つて家畜病に對する全ゆる處置を講じたらよかろう。

家畜所有者自身若くは市參事會は東支鐵道の保險事業を補充的に利用して保險規約の許す範圍内で家畜の實價格に近い割合で獸疫による損害を保証することが出來る。

勿論一般的保險に市の家畜所有者を引き入れる問題は尙ほ詳しく攻究の上補遺を要する、而して之は近々市の家畜所有者の利害を司る市廳内の專門の部に於て解決されるだろうと思ふ。

二、東支鐵道地帶に於ける家畜の種類中基本的なものは畜牛丈けで此以外の保險は問題にならない。其の他の種類の家畜は馬匹飼養の如く殆ど欠如してるか又は豚飼養の如く第二段の意義を有して居るに止る。豚の如きは其の保險の實地の可能性に就いて述べやうにも今の所吾人は何等の資料も過去の經驗も持たない。

三、家畜保險に依つて畜產に投下された資本を保護し牧畜業の堅實を計るのが目的であり、又當地方に於ける特種病（非流行性）による損害の資料全然欠如せるを以て今家畜保險のことを考ふるには先づ其對象を當地方牧畜經營者に莫大な損害を與へる流行獸疫に求めねばならぬ。而して當地方に於ける首要なる獸疫は牛ペスト傳染性肺炎、脾熱、發狂及び結核である。保險適用の範圍を凡ゆる種類の死因にまで擴張すべきや否やに關しては今の所吾人は資料を有しない、只だ此事に關しては露國諸縣の經驗は吾人に向つて非常に愼重なる可きことを敎へる、殊に主として非常に不完全な統計材料と全然異つた狀況下に於ける經營の經驗に基づいて遣る外なき創始の時期に於て尙更然りである。

四、保險事業の基本的要件の解決に當つては之れと附屬地帶の家畜衞生施設の全系統と密接な連繫を計らなければならね。何となれば保險會社の危險（リスク）の程度と家畜經濟の保全が大部分此の家畜衞生施設の如何に繫つてゐる。

舊露西亞の種々な經驗によれば當地方の家畜保險は適用を受くべき獸疫の豫防、撲滅に關して周到なる方法の搆ぜらるること及び今後被保險者に對して必要なる方法を强制することによつてのみ實現され得るだろう。

右に關し尤も根本的な手段は先つ畜牛をペスト、脾熱から免疫にすること又傳染性肺炎に關しては必要な場合義務的法規を設けて家畜の殺戮を實施すること等である。

保險加入者に對する上記義務的處置の實施の費用は保險會社の負擔でなければならぬ。

家畜のペスト免疫を組織的、系統的に實施すること並に家畜保險と相俟つて獸疫撲滅の義務的方法を實施することに依つてのみ初めて當地方に於ける牧畜業の堅實及び其の發達を保証するものである

五、被保險者の資本を保護すべき手段としての家畜保險なるが故に被保險家畜の評價は市價に近きもので無ければ獸疫による損害の塡補が完全に出來ない。此の原則に準據して評價の標準は家畜の年齡と經濟上の分類によりて定めるを要する。例へば

## 第三表　成長年齡と種屬による家畜の分類と其の評價

| 成育別 | 種屬ト普通ノ評價 | | |
|---|---|---|---|
| | 蒙古種 | 露西亞改良種 | 文明種 |
| 一、壹歳及壹歳半ノ牡牝犢 | 二〇留マデ | 四〇留マデ | 六〇留マデ |
| 二、壹歳半及貳歳ノ牝牡犢 | 四〇 仝 | 六〇 仝 | 九〇 仝 |
| 三、貳歳半以上ノ牝牛及種牡牛 | 七〇 仝 | 一〇〇 仝 | 二〇〇 仝 |

斯くの如く經濟上三種の主要なる種類に分れるがその內更らに年齡別が認められる、其の際半歳に滿たない仔畜は保險對象としては全然除外される。此等の仔畜は生命が堅實でなく、又打算に合はないので一般に保險には含まれ得ない。前表に揭げられたる評價の標準は仔畜に對し二十留、完全に成長して最も生產力ある家畜に對し二百留までの間を上下して居るが玆に最高の標價を許すが爲めには特殊の評價法從つて之に對する特殊の保險料率が保險料を要求せらるべきは當然で而かも斯る高價の畜類が少數なる場合は之れが評價の爲めに特殊の技術的設備をすることは到底艱難でそんなことを爲て居たら保險業は到底圓滿に實行して行かるべきものでない。

六、保險料率の決定は本事業の根本問題であるがその內には保險業者の負担たるべき性質の費用は全部除外されなければならぬ。例へば當地方に於ける家畜の平均死亡率を見るに東支鐵道獸醫部の發表する所によれば相異れる二つの時期、前後合計七年間の附屬地帶に於ける家畜流行病の流行

程度は次の如くである。

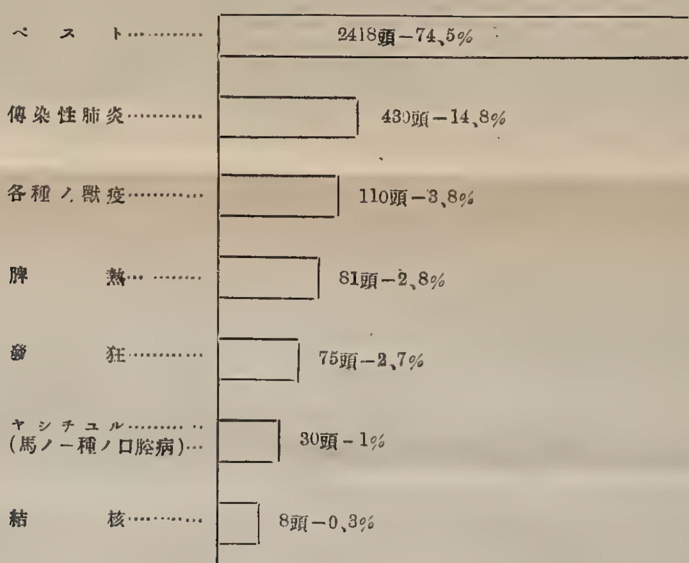
## 第四表（一）

### 東支鐵道附屬地帶ニ於ケル家畜流行病ニ因ル斃死畜牛ノ斃死

| | 1909年カラ1912年ニ至ル四年間ニ於テ | | 自1919至1921 三年間ニ | |
|---|---|---|---|---|
| 流行病 | 絕對數 | 百分率 | 絕對數 | 百分率 |
| ペスト | 1070 | 70、6 | 1078 | 78、7 |
| 脾熱 | 15 | 1、0 | 66 | 5、0 |
| 傳染性肺炎 | 300 | 19.8 | 130 | 9、5 |
| 結核 | — | — | 8 | 0、6 |
| 發狂 | 20 | 1、3 | 55 | 4、2 |
| ヤシチユル（馬ノ口病） | 10 | 0、6 | 20 | 1、5 |
| 他ノ疫病 | 100 | 6、8 | 10 | 0、7 |
| 合計 | 1515頭 | — | 1367頭 | — |
| 一年ニ付 | 380頭 | — | 456頭 | — |
| 家畜總數ニ對スル死亡率 | | 3 | — | 2、5 |
| ペスト丈ケニ因ル　同上 | | 2 | — | 2、02 |
| 家畜現在總數 | | 13000頭 | 18000頭 | |

## 第　四　表　(二)

上記七年間ニ於ケル東支鐵道附屬地帶ニ於ケル
家畜流行病ニ因ル畜牛ノ斃死率



前掲の統計を以て眞實に近いものとすれば附屬地帯に於ける家畜疫病による死亡率は家畜保險を施行した露國の諸縣よりも著しく超過して居る。

是は當地に牛ペストが有り、歐露には過去卅五年間之を見なかつた事情によるので當地方では上の表及び圖表の示す通り畜疫で斃れる總數の七十%以上が牛のペストである。然し此の事實は寧ろ當地方家畜保險問題の解決し易いことを語るもので、それはペストの免疫を施行しさへすればよいのである。

當地の牧畜を最も脅威する第二の獸疫は傳染性肺炎である。此の流行病に就いては未だ何等の調査が出來て居ない爲め其の流行の程度を知ることも出來なければ之れが豫防の準備を講ずる術も無い。從つて保險會社の損害危險(リスク)の如何も牛ペストに比べて遙に明瞭を欠いて居る。故に傳染性肺炎に對して保險を附する場合には草創の時期に於ける保險業の圓滿な實施を可能ならしむる樣何等かの方法を取る必要がある

第二位を占める爾餘の獸疫も總死亡數の三%乃至十%までを上下して居る其の內脾熱、發狂、結核が主で此等は無論保險によつて保証さる可きである。從來東支鐵道が獸疫撲滅の爲めに支出し來りたる費用及び撲殺に附すべき家畜の買ひ上げに對して支出した費用が莫大なりしに鑑み來るべき保險會社の豫算に於ても獸疫突發に際し備ふる爲めに相當額の準備資金を用意し置くことが必要である。此等の資金は初年に於て多額を期待することは困難であるが將來漸次充實した曉には保

險業を安定せしむるものでこれは當然保險業者の負担に歸すべきものである

七、保險事業の成功は一方充分に巨大な資本の上に建てらるべきと共に其れに相應して實際事に當る者が良くなければ駄目である、此の点に關しては東支鐵道は尤も便利な地位に在る保險從業員の幹部は東支鐵道の獸醫部員全部であらねばならぬ。

獸醫網の系統に從つて附屬地帶を若干の區に分割すべきは勿論であるが其際獸醫の居住地は最も家畜數の多い村落に指定せなければならぬ然る時は直ちに且つ充分に廣く代理權が利用せられ多數の保險加入者を吸引することが出來るだろう。東支鐵道の獸醫部員の外他市町村附の獸醫並に普通民間の開業獸醫を各地に配屬し東支鐵道獸醫部の特別監督の下に置くことも出來る。以上の範圍外に職員を擴張することは舊露西亞の經驗が示してる通り望ましく無い。唯各個特別の塲合には東支鐵道獸醫部の指導監督の下に之を認容しても良かろう。

八、家畜保險事業を東支鐵道本來の使命に對する補助的事業即ち家畜衛生監督と見做す以上東支鐵道は保險事業の收入中から相當額の補足的報酬を取らなくては不可である又保險料の幾割かを割いて前節に列記した保險業關係の鐵道獸醫部員竝に其他の職員に對し報酬を與ふることにすれば事業の發展上一層効果あらしむることが出來る

九、家畜保險の實施に伴ふ根本的要件としては既に前述せる如く先づペスト免疫法を實行するにある

が若し保險會社の負擔で之れを行ふとすれば之れが爲めに會社の欠損を來たさざる程度にまで保險料を値上げをせなければならぬ。

一九二一年及び一九二二年就中一九二二年には免疫反應の最大限に達した年で此等兩年に於ける各獸醫區ペスト防疫所共同作業によるペスト豫防接種に關する資料によれば消費された血淸の價格は次表の如く一歲及び一歲半の仔畜に對しては二留五〇哥以上、完全に成育したものに對しては四留六十八哥以內となつて居る。示された血淸價格の絕對數は第三表によれば文明種家畜にあつて評價標準の二1/4%乃至四%平均三%に相當して居る。

## 第　五　表

### 接種ノ一般成績

| 年度 | 接種總數 | 反應 | 無反應 | 死亡 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1920—1921 | 5815※) | 不明 | 不明 | 90頭<br>1、54% | ※)主トシテ<br>蒙古家畜 |
| 1922 | 318※※) | 248頭<br>83、44% | 50頭<br>13、42% | 10頭<br>3、14% | ※※)專ラ殆ド<br>文明種 |

### 消費サレタ血清(1922年防疫所資料ニヨル)

| 年齡別 | 生身量リノ一封度ニツキ | 一頭ニツキ | 金額 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 牝牛及牡牛 | 14、5グラム | 390、0 | 4留08哥 | |
| 牝犢 | 20、5グラム | 336、0 | 4留03哥 | |
| 六ケ月カラ壹年ノ仔牛 | 22、0グラム | 212、0 | 2留54哥 | |

十、上記免疫に要する經費と保險會社側の危險を比較すると

（ア） 接種家畜の傳染病により斃死せる率（三％）

（イ） 接種施行の經費（家畜評價額の三％）

（ウ） 保險業上必要なる技術的施設費及び到底避く可からざる危險（リスク）（二％）

保險料の率は家畜保險の第一年即ち免疫効力發生前に於ては家畜普通評價の八％第二年即ち該家畜の免疫効力發生後は五％とする要がある。前掲第三表による家畜評價に對して茲に云ふ保險料率の絶對數を示せば左の如し

# 第六表

| 番號 | 成育別 | 家畜ノ種屬ニ適用サルル保險料ノ絶對數 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 蒙古種 | ロシヤ改良種 | 文明種 |
| 1 | 半歳カラ一歳半ノ牝牡犢 | 1留60哥 | 3留20哥 | 4留80哥 |
| 2 | 一歳半カラ二歳半ノ牝牡犢 | 3,20 | 4,80 | 7,20 |
| 3 | 二歳半以上ノ牝牛及ビ種牡牛 | 5,60 | 8,― | 16― |

十一、既に前述の通り東支鐵道の保險事業は上記一切の諸計算を通じ全然欠損が無いと云ふ見込が附かなければ實現してはならない。即ち家畜保險は鐵道から補助的出費を要求してはならぬのみならず流通資金と雖も要求してはならぬ。

而耳ならず鐵道廳が獸醫部を通じて保險を實施する上は公然宣言書の形式により加入者に對して其の危險の完全な保護を保證すると共に保險事業そのものの確實安全を保證し以て加入者側からの信任を贏ち得なければならぬ。

十三、仕事の新しい試み民間の經濟界の著しい沈滯、一般住民の只好奇的な態度を考へると本事業は

其初に於て著しい成績を望むことは出來ない。現在附屬地帶に壹萬八千頭の畜牛が存在し而して其内免疫接種せるものは東支鐵道獸醫部の資料によれば三十五%から四十%を算する今上記の情況下に於て第一年に全數の二十%—二十五%即ち三千五百乃至四千五百頭の保險契約をすることが出來れば來る可き年々の保險事業の發達の爲めに又家畜所有者間に信用を贏ち得る爲めに良好な地盤となるであろう。然る時は將來更らに是を職業的牧畜—即ち家畜賣買者に依つて取扱はるもの及び蒙古人の放牧に係はるもの等にも擴張して行くことが出來る

家畜保險業の發達は東支鐵道及び公共自治体の豫算中から防疫に關する費用を次第に保險事業の負擔に移らしめ且つ從來何等の保證なかつた畜産經濟に向つて堅實性を與へるものである

而してペスト免疫を實施することによつて現今著しい欠損を脊負ひ込んで居る防疫所の豫算が健全になれば鐵道側としても亦た著しく其危險を免ることになるであろう

# 第四章　結　論

上記を綜合して東支鐵道附屬地帶に於ける畜牛の保險は左の大体規準により實施するを時宜に適ひ且つ緊要なものと思惟する。

一、畜牛の保險事業は東支鐵道之を經營し同鐵道は被保險者の危險の完全なる保證を約する。

二、保險は畜產業發達の爲めに實施するものなるにより大小の被保險者齊しく加入し得る樣保險料の負擔が過大ならざること又同時に東支鐵道に對し無欠損的なること。
三、保險事業は保險料收入のみを以て保險加入者の危險(リスク)の完全なる保証をなす。
四、保險の加入は任意的である。
五、保險は單に牛に對して行はる。
六、保險は單に流行病に對してのみ附せらる。
七、前記流行家畜病と認む可きものは左に限る
(ア)　牛ペスト　(イ)脾熱　(ウ)發狂　(エ)結核　(オ)流行肺炎。
八、上記流行病に原因する動物の喪失に際し保險會社は被保險者に對し保險に付せられたる家畜の評價の全金額を保証す。
但し流行性肺炎にあつては屠殺して賣却したる金額と契約書による評價價格との差額を支拂ふ。
九、保險は結合式(コンビチーション)接種によるペスト免疫の廣汎なる適用と平行して行はる。
但、保險の第一年に於ける保險料金の比率を定めるにはペスト豫防接種の費用を算入す。
十、被保險家畜は凡て結合式方法によりペスト豫防接種を行はる。
十一、必要の場合には或る地方に於て被保險家畜に二回接種又は結合式による脾熱の接種を行ふ。

但し其費用は保險會社の負擔とす

十二、保險は被保險家畜の種、年齡を考慮し普通評價の原則に基いて行はる。

十三、保險は東支鐵道獸醫部によつて行はれ保險事業從事員の爲めに保險料の十%を控除する。

十四、專門的保險從業員たるは獸醫のみに限り且つ此の業務に加はる獸醫は東支鐵道に勤務せざる者と雖も同鐵道獸醫部の監督下に立つ。

十五、家畜保險の專門技術的職員の勞作に對しては保險料の十%を支拂はる。

十六、保險料は保險第一年間は家畜の評價額の八%(ペスト豫防兇疫接種費を含む)次年以降五%と定む可し

獸醫　ブリサードスキー述

# 附　録

## 東支鐵道畜牛保險規則（案）

滿洲ニ於ケル畜産業ノ發達ヲ圖リ畜牛斃死ニ際シテ所有者ノ損害ヲ陪償スル目的ヲ以テ東支鐵道會社ハ畜牛斃死ノ各種ノ場合ニ對スル自由保險ヲ組織ス。

### 畜牛保險加入法

第一條　畜牛保險契約ハ左記ノ事故ニ依ツテ斃死スルモノニ對シ之ヲ受理ス

（イ）各種疫病ニ原因スルモノ

（ロ）所有者ノ意志ト全然何等ノ關係ナキ各種ノ不幸ナル事故ニヨルモノ

備　考

東支鐵道保險部ハ左ニ列擧スル事故ニ依ツテ斃死セル畜牛ニ對シテハ其ノ責任ヲ負担セザルモノトス。

一、猛獸ノ餌トナレルモノ

二、落雷ニヨルモノ

三、火災、水害、及其他ノ天災ニヨルモノ
四、軍事行動及强賊ノ襲擊ニヨルモノ
第二條　保險期限ハ之ヲ一年間ト定ム、而シテ保險拂込金ハ一年毎ニ之ヲ前納スルモノトス
第三條　東支鐵道保險部ニ於テ受理スル畜牛ノ保險契約ハ其ノ最初ノ場合ハ生後六ケ月以上滿十年以下ノモノニ限ル。尙ホ繼續保險ヲ附スル家畜ハ滿十四年ニ達スル迄之ヲ受理スルモ滿十四才以上ノモノハ保險ヲ附スルヲ得ズ
第四條　保險部ニ於テ保險ニ附スルモノハ混合式(コンビチーション)血清注射ニヨリ牛疫ニ對シテ傳染豫防法ヲ施シタル畜牛ニ限ルモノトス。
第五條　牛疫ニ對シテ豫防法ヲ實施シアラサル家畜ハ直チニ混合式注射ニヨリ傳染豫防法ヲ實施ス、但シ之ニ要スル費用ハ東支鐵道會社ニ於テ之ヲ負担ス。
備　考
保險部ノ規則ニ合格セザル爲メ保險ニ加入シ能ハザル家畜ノ所有者ニシテ他ノ殘餘ノ牛ヲ保險ニ附シツツアル場合ニハ所有者ノ希望ニ依リ不合格牛ニ對シ第五條ノ方式ニヨル牛疫豫防法ヲ實施ス但シ豫防注射用血淸ノ費用ハ依賴者ノ負担トシ且ツ血淸注射ノ効果ノ有無ニ對シテハ鐵道ハ責任ヲ負ハズ。

第六條　西伯利炭疽病ノ猖獗セル時期ニ際シテハ必要ニ應シ東支鐵道獸醫部ノ決議ニヨリ必要ト認メタル地域内ノ被保險牛ニ對シ「ワクチン」重復注射法或ハ混合注射法ヲ以テ豫防注射ヲ施行ス、尙ホ結核症ノ疑アル場合ニハ必要ト認ムル場合ニ限リ診斷ノ目的ヲ以テ被保險牛ノ「ツベルクリン」檢査ヲ施行ス。

備　考

西伯利炭疽病豫防注射及「ツベルクリン」檢査ハ東支鐵道會社ノ費用ヲ以テ之ヲ行フモノトス。

第七條　東支鐵道會社保險部ニ於テ保險ヲ受理スル畜牛ハ保險部員ガ健全ナルモノト認メタルモノニ限ル、即チ普通ノ体温(温度)ヲ有シ且ツ其ノ急性ナルト漫性ナルトヲ問ハズ全身的ノ性質ノ疾病ニ罹ラサルモノタルヲ要ス

備　考

左ノ諸項ニ該當スルモノニ對シテハ保險ノ申込ヲ拒絶スルコトアルベシ

(イ)　家畜ノ管理法不良ナルカ或ハ其ノ飼育不充分ニシテ牛ノ死亡率多キ畜牛飼養者

(ロ)　畜産業者タルト家畜卸賣人及家畜賣買仲介業タルトヲ問ハズ畜牛ノ調査登錄ニ困難ナル事由ヲ存スル畜牛飼養者

第八條　東支鐵道保險部ニ於テハ畜牛飼養者ノ何人タルヲ論セズ凡テ規定ノ年齡ニ達シ保險規則ノ要求

ニ該當スル畜牛ハ悉ク保險加入ヲ承認ス、而シテ東支鐵道保險ニ附シタル牛ハ其ノ所有者ニ於テ他ノ保險會社ノ保險ニ附スルコトヲ得ズ。

第九條　東支鐵道會社ハ其ノ社員ヲ使用シテ何時ニテモ保險ニ附シタル牛ノ所有者各戸ニ就キテ其ノ管理法及畜牛ノ頭數等ヲ調査點撿スルコトヲ得ルモノトス。

第十條　畜牛ヲ保險ニ附スルト同時ニ東支鐵道會社ノ烙印ヲ捺シ保險ニ附シタル畜牛ニ關スル詳細ナル記錄ヲ作製シ此ノ記錄ニハ保險部員並ニ所有者双方ノ署名ヲ施シ之ヲ保証ス。

第十一條　保險部員ハ畜牛ニ保險ヲ附シタル際直チニ假保險證書ヲ發行ス、而シテ東支鐵道獸醫部ハ一個月以内ニ完全ナル眞ノ保險証書ヲ發行シテ之レト交換スルモノトス。

第十二條　保險ヲ附シタル畜牛ハ其ノ保險年限タル滿一年ヲ終ル迄ハ他ノ牛ヲ以テ此ノ牛ニ代フル事ヲ得ズ。

第十三條　最初ノ保險ハ保險ニ附シタル日ノ正午ヨリ起算シテ五日ヲ經タル後ニ於テ始メテ其ノ効力ヲ生ズルモノトス、而シテ保險繼續ノ場合ニ於テハ若シ前保險期限完了ノ日ヨリ十日以内ニ再契約セラレタルモノニ限リ即座ニ其ノ効力ヲ發生スルモノトス。

備考

保險ノ未ダ効力ヲ生ゼザル期間(第十三條參照)ニ於テ保險規則ニ指定セル原因(第一條參照)ニヨ

リ被保險牛ノ斃死セル場合ニハ此ノ保險ハ成立セザルモノト見做シ東支鐵道保險部ハ保險加入者ニ對シ其ノ保險拂込金ヲ返濟ス。

第十四條　牛疫流行地域外ニ於ケル畜牛ノ保險ハ其ノ保險加入ト同時ニ牛疫豫防混合式血清注射ヲ行ヒ直チニ保險契約ヲ締結シ其ノ締約ト同時ニ即座ニ保險ノ効力ヲ生スルモノトス。

第十五條　被保險牛ノ發病セル場合ニハ所有者ハ速ニ遲クモ一晝夜以內ニ之ヲ東支鐵道地區担任獸醫（獸醫助手）若クハ東支鐵道獸醫部支部ニ通知スベシ。

第十六條　東支鐵道保險部ノ畜牛保險ハ同鐵道獸醫部若クハ全部ヨリ保險係トシテ權限ヲ委任セラレタル所屬獸醫又ハ仝助手ノ手ヲ以テ實施セラルルモノトス。

第十七條　被保險牛ノ斃死セル場合ニハ獸醫若クハ仝助手ノ立合ノ上ニテ報告書ヲ調製ス。尙ホ此ノ報告書ニハ東支鐵道獸醫部ニ提出スル目的ヲ以テ斃死セル畜牛ノ死体解剖ニ關スル詳細ノ記錄ヲ添附スルヲ要ス。

備　考

家畜斃死ニ關スル報告書ヲ調製セル獸醫（仝助手）ヨリ申出アル場合ニハ被保險牛ノ屍体ハ東支鐵道保險部ノ收益ニ歸スルモノトス。

第十八條　保險加入者ノ凡テノ抗議ハ東支鐵道獸醫部若クハ地區獸醫部支部員ノ手ヲ經テ遲滯ナク滿足

ヲ與ヘラル可ク其ノ期間ハ少クトモ第十七條ニ示セル書類ガ獸醫部ニ到着セル日ヨリ一個月以內ナルベシ。

第十九條　前記ノ諸條件ニ基ツキ畜牛ヲ保險ニ附スル場合ニハ保險申込者ハ東支鐵道ノ收益トシテ家畜ノ評價額ノ八%ニ相當スル即チ各一金留毎ニ金八哥ノ保險料ヲ支拂フモノトス。

第二十條　保險申込ヲ受ケタル畜牛ニ對スル評價ハ保險部員ノ鑑定ニ從ヒ家畜所有者ト協定ヲ遂ゲ左ニ揭グル範圍ニ於テ之ヲ定ム。

| 等級／種類 | 六ケ月乃至一年半ノ小牛(牝牡共) | 一年半乃至二年ノ小牛 | 乳牛及種牛 |
|---|---|---|---|
| 蒙古牛 | 二十留以下 | 四十留以下 | 七十留以下 |
| 露國改良牛 | 四十留以下 | 六十留以下 | 百留以下 |
| 西歐純系 | 六十留以下 | 九十留以下 | 二百留以下 |

第二十一條　保險加入者ハ假保險證書ノ交附ヲ受ケタルトキハ直チニ家畜ノ評價ニ相當スル保險料ヲ保險部係員ニ納入スルモノトス。

第二十二條　保險料金ハ本規則第十三條ニ該當スル場合ヲ除クノ外保險契約者ニ返却スルコトナシ。

第二十三條　第一條ニ示セル原因ニヨリ保險ニ加入シアル家畜ノ斃死セル場合ニハ東支鐵道會社ハ保險加入者ニ對シ家畜保險評價ノ全額ヲ支拂フ責任ヲ有ス。

第二十四條　若保險ニ加入シアル牛ヲ「家畜傳染病豫防、撲滅法設行規則」ニヨリ屠殺スル場合ニハ東支鐵道會社ハ保險加入者ニ對シ家畜保險評價ノ全額ヲ賠償ス、但シ屠殺ニヨル生産物ハ東支鐵道ノ收益ニ歸スルモノトス。

## 被保險牛ガ他ノ飼育者ノ手ニ入ル場合

第二十五條　被保險牛ガ他ノ飼育者ノ手ニ移ル場合ト雖モ若シ其ノ飼育者ノ所有スル殘餘ノ牛ガ皆ナ東支鐵道保險ニ參加シアル場合ニハ其ノ儘權利ヲ保留セラルルモノトス。

尚ホ新所有者ガ其ノ牛以外ニ全ク一頭モ他ノ牛ヲ所有セザル場合ニモ亦保險ノ効力ヲ持續セラル。

第二十六條　被保險牛ヲ他ノ所有ニ移ストキニハ保險部員卽チ東支鐵道會社所屬ノ獸醫(仝助手)ノ手ニ於テ保險証書上ニ保管轉換ノ奥書ヲ行フ而シテ此ノ奥書ヲ有セザルモノハ保險ヲ中止セラルルモノトス。

第二十七條　被保險牛ガ東支鐵道附屬地以外ニ在ル飼育者ノ所有ニ移リタル場合ニハ其ノ保險ハ無條件ニテ停止セラルルモノトス、而シテ拂込濟ノ保險料ハ東支鐵道保險部ノ收益ニ歸ス。

## 畜牛保險ニ加入シアル畜牛飼育業者ノ新牛畜購入及牽入

第二十八條　既ニ畜牛保險ニ加入シ居ル飼育者ニシテ更ニ新タニ畜牛ヲ購入牽入セントスル場合ニハ必ス東支鐵道獸醫部若クハ保險部代表者ノ同意ヲ求メ且ツ此ノ新購入牛ニ對スル獸醫ノ證明書ヲ得ルヲ要ス。若シ此ノ要求ヲ履行セザル場合ニハ東支鐵道保險部トノ間ニ成立シアル從來ノ契約ハ凡テ其ノ効力ヲ失フモノトス、而シテ既ニ拂込ミタル保險料ハ東支鐵道會社保險部ノ收益ニ歸ス。

第二十九條　凡テ保險ニ加入セル畜牛飼養者ニシテ新タニ畜牛ヲ購入シタル場合ニハ第二十八條ニ記載セル條件ヲ遵守シテ牽入後三日以內ニ東支鐵道保險部ノ保險ニ附スルヲ要ス。若シ其ノ要求ヲ履行セザル場合ニハ從來ノ保險契約ハ全部無効トナリ既ニ拂込ヲ了シタル保險料ハ東支鐵道保險部ノ收益ニ歸ス。

## 保險契約者ガ其ノ豫期スル保險金ヲ受領スル權利ヲ喪失スル場合。

第三十條　左ニ列擧スル場合ニ於テハ縱令畜牛死亡ノ原因ガ第一條ニ揭ゲタル條件ニ該當シ又ハ東支鐵道會社ニ於テ施行シタ注射(牛疫豫防若クハ西伯利炭疽病豫防)ニ依ル場合ト雖モ保險契約者ハ其ノ豫期スル保險金ヲ受領スル權利ヲ喪失スルモノトス。

(イ)　保險契約者ガ各地區担任獸醫、仝助手、若クハ東支鐵道獸醫部ニ向ツテ牛ノ發病或ハ斃死ニ際シテ事件發生後遲クモ一晝夜以內ニ屆出ヲナサザリシ場合。

（ロ）保險契約者ガ豫メ規定セラレタル義務條例ニ依ル家畜傳染病豫防方法ヲ遂行スル事ヲ拒否シタル場合。

（ハ）保險契約者ガ第五條及第六條ニ記載セル被保險牛ニ對スル豫防注射或ハ檢診注射ノ實施ヲ拒否シタル場合。

（ニ）豫メ注射ヲ施行セラレタル畜牛ノ罹病中ニ於テ其ノ畜牛ノ生命ヲ擁護スル目的ヲ以テ牛ノ管理、飼育若クハ治療法ニ關スル東支鐵道獸醫部員ノ要求又ハ指示ヲ保險契約者ガ遵守セザル場合。

（ホ）東支鐵道獸醫部員ノ施行スル被保險牛ニ對スル點檢若クハ檢査ニ對シ保險契約者が正式ニ之ヲ拒絶シ或ハ之ニ防害ヲ加ヘタル場合。

（ヘ）被保險牛ノ死因ガ全ク所有者ノ故意ニヨルコト判然セル場合。

第三十一條　第三十條ニ列擧セル各種ノ場合ニ於テハ各地區担任獸醫（仝助手）ヨリ檢察書ヲ提出シ東支鐵道獸醫部ノ判決ヲ受クルモノトス。

## 保險規則ノ變更及補足

第三十二條　東支鐵道會社保險部ニハ其ノ規則ヲ變更又ハ補足シ或ハ全然保險行爲ヲ中止スルノ權利ヲ附與セラルルモノトス、而シテ既ニ契約セラレツツアル保險ハ證書ニ指定セル期限ノ終了スル迄其効

力ヲ有ス。

## 係爭及紛議

第三十三條　本規則ニ基ク保險ニ關スル問題ヨリ生セル凡テノ係爭紛議ハ全部東支鐵道會社本社ノ所在地ノ法律ニ從ヒ裁判所ニ於テ審理セラルルモノトス。

（保險証書樣式）

第　　號　**東支鐵道保險部畜牛保險證書**

千九百二十　年　月　日於哈爾賓市

東支鐵道畜牛保險規則ニ基キ左記所有者ノ家畜ノ各種ノ死因（第一條參照）ニヨル斃死ニ對シ本證書ヲ以テ保險ヲ附ス

一、姓

一、名及父稱

一、住　所（確實ニ記載スベシ）

# 被保險牛記錄

一、姓

一、種類

一、年齡

一、毛色及別徵

一、牛疫豫防注射摘要

一、家畜評價

一、保險料拂込率

保險規則ニ示ス原因ニヨリ家畜ノ斃死セル場合ニハ東支鐵道ハ家畜評價額ニ對スル全額ヲ支拂フ

保險効力發生ノ期日ハ千九百二十　年　月　日以降トス

保險滿了期日ハ千九百二十　年　月　日トス

獸醫部長　何　某

保險部長　何　某

# 東支鐵道保險部假保險證明書

（保險証書ヲ以テ本証明書ニ代ユ）

東支鐵道保險部畜牛保險規則ニ基キ左ニ列記スル條件ニヨリ所有者ノ家畜ノ各種ノ斃死ノ場合ニ對シ保險ヲ附ス

## 被保險牛記錄

一、姓
一、種　類
一、年　齡
一、毛色及別徵
一、牛疫豫防注射摘要
一、家畜評價
一、保險料拂込率

東支鐵道保險規則ハ予（姓名）ノ熟知スル所ニシテ畜牛ヲ保險ニ附シタル目的ノ傳染病及事故

ノ發生ヲ未前ニ豫防スル爲メ保險契約者ノ爲ニ定メラレタル規定ハ之ヲ承認ス

保險契約者　何　某

千九百二十年　月　日

保險部員　何　某

第　號保險証書(千九百二十年　月　日附)受領ス

何　某

# 第二編　滿蒙畜産業に於ける東支鐵道と民間資本家の協同如何

東支鐵道獸醫　プリサードスキイ稿
哈、事、調　草野龍二郎譯

## 第一章　滿蒙畜產の大勢と東支鐵道

北滿洲及蒙古は畜產業の基礎たるべき各種動物の莫大なる數量を保有するので最近二十年間露國官民の甚大なる注意を惹き來つた。就中蒙古は畜產供給の無盡なる寶庫であるが爲めに彼等は之れと通商を開かんと欲し接壤の諸州縣並に東支鐵道地帶の兩方より同時に突進した。

次いで外國人も追々と露人に追隨し來り今や其勢力侮るべからさるものがある。滿蒙に於ける食用獸肉の利用及畜產の加工業に先鞭を着けたのは前述の通り露西亞の企業家で東支鐵道及び後貝加爾獸醫機關は一九〇八年以來蒙古へ獸醫探險隊を送つて之を援助した、彼等が蒙古地方の經濟的開發に貢献する所多かつたのは云ふまでもないが就中畜產業の最大脅威たる獸ペスト豫防に關する根本的方法を滿蒙の土人に知らしめ及び蒙古との通商を刺戟して其發達を促したる等は尤も顯著なる事績である

特に東支鐵道は畜産業發達の爲めに獸疫豫防所及び細菌試驗所を設置し前者に於ては現在年額五、〇〇〇リットルのペスト血清を製出する樣になり又た後者に於て是れまで研究せられた防疫劑は牛ペスト血淸ワクチン、豚ペスト血淸アンチロビーワクチン其他多種類に達した。殊に最近東支鐵道は現代學術を基礎として畜産の保險業を創始せんと目論見つゝあるを以て、若し之れが實現を見ば畜産及畜產加工に投ぜらるゝ資本は充分に保証せらるゝを以て畜産業の根本問題は是にて解決せられた譯である

次に重要なる問題は蒙古に於ける遊牧業の實際的經營法の改良即ち冬期糧秣の供給と種改良策である

元來蒙古牛は頗る美味なる肉を有し且つ風土に馴化し易く且つ急速に成長する等の特質を備へて居るのであるが蒙古人等は此等の畜類を眞の飼ひつ放しで冬季と雖とも之に廐舍糧秣を與ふることなく雪中勝手に彼等自らが枯草を探し喰ふに委せて居る其爲めに餓と凍と猛獸の襲擊等によりて年々斃るゝ獸類の數は全數の約二〇％にまでも達する

又た雌雄を合せて繁殖さする上に何等の考慮と施設を有せぬので畜類の性質は漸次退化しつゝある（北滿と東支鐵道）故に冬季に於ける糧秣の準備方法を講じてやり一方熟練なる畜産技手を蒙古人の間に入れて彼等を指導せしむるの必要がある。第三の問題は畜產加工業の創始である

現時東支鐵道附屬地帶に於ける經濟界は露國の政情に依つて動さるゝ所尠からず其結果自然に製乳業の可能を現じ來つた。現に東支鐵道は本年に於て牛乳の生産地方を調査し旣に乳製品の生産竝に販賣に

關する計畫を樹てつゝある

右の調査及計畫によれば東支鐵道附屬地帶のみにても地方的需要を差引き第一年度に於て年額三〇、〇〇〇布度の牛酪と同量の牛酪副產物を輸出し得る事が豫想され尙ほ將來は躍進的に增加の可能がある

而して本業發達の爲めには一面各農家に於ける家畜飼養法を改良せしむると共に一面糧秣に對する鐵道運賃を低減して生產費の低減を計る必要がある

乳製品の販路及市況に就いては近き將來頗る好望で毫も憂慮するの必要はない。

抑も本企業の計畫は東支鐵道沿線に於ける事業發達に從つて鐵道輸送貨物の增加を目的とするもので將來は沿線に於ける本事業を基礎とし更らに蒙古に於ける同業の經營を豫想するものである。

製乳事業の爲めに蒙古の家畜を利用し得べきや否やに就いては從來及現在に於けるが如き同地方の粗放的原始的狀態下に於てさへ充分なる肯定的結論を示して居る況んや將來集約的人工的經營の實現を見る曉に於てをやである

東支鐵道は曩に蒙古に於ける流通紙幣不足に鑑み同地方の畜產業援助の目的で家畜所有者に對し金融の便を與へ來つたが現下滿蒙に於ける一般金融の逼迫は今後も尙ほ此方法を繼續するの止む無き狀況に在るは益々東支をして蒙古畜產の利用を餘義なくせしむるものである

東支鐵道が右の方法を繼續するに就いては原則として物々交換に依ることが必要である即ち夥しき防

疾注射費用の精算は同地方に於ける主なる貨幣代用單位たる獸毛其他の畜産原料を以てするにある東支鐵道が海拉爾に自巳專屬の水壓梱包機付き洗毛機械を据付けたる動機の一つは前記物々交換により引取りたる原料品を捌かんがためであつたのである右の結果獸毛の取引は鐵道沿線に集中せられ而して今後獸毛の仲買業は益々發達の可能を有するに至つた。單に獸毛のみならず其他同種類の原料品に就いて仲買取引の發達を見んことは東支多年の希望であつたのである而して此等原料品の需要は將來益々多望なるが故に本業の發達も亦た必ず見るべきものがあろう。

思ふに一般外國資本家は近時東方亞細亞に關して原料の豐富なる事に深く注意をするやうになつたが未だ之が加工の道を考へて居ない。然るに東支鐵道は今や此方面に向つて新政策を實行するに到りたれば地方の經濟界が原料品の買出しと加工に中心を置くに至らんこと決して遠きことではあるまい。要するに地方産の原料品は産地で製品と化せしめ徒らなる運搬費を省くべきである此点から見る時は蒙古畜産中尤も有望なるは毛肉兼ね備へたる畜羊でこのことは旣に研究し盡されて更らに考慮の餘地なく問題は單に何國の資本が先に此の有望事業を占有するかに在る。

滿蒙畜産業の基礎たる牛及羊に次いで重要なるは食用肉としての豚の飼養で是れは實際問題として必ず近く解決せられなければならぬ。

次きに蒙古高原に於ける夥しき馬匹は將來久しきに互り露國の軍隊竝に農村の需要に應ずべき自然の

牧場で之れが需求の道を順調ならしむるは經濟上重要なる事項である。

要之滿蒙の畜產界はその實力に依り近時著しく進步して來た而して東支鐵道が由來此方面に力を致せることの多大なりしは既に縷述せる所であるが、今回百尺竿頭更らに一步を進めて哈爾賓に畜產展覽會の開催を計畫しつゝある、此企は最初の試みとして必ず多大の示敎を斯界に與ふるであろう

## 第二章　畜產方面に對する東支鐵道の既投資額と民間資本家の參加

然し乍ら畜產業に對する東支鐵道の施設は仔細に之を点撿し來ると未だ以て遠く滿足することは出來ぬ而して其因は一に資金の欠乏に在る殊に近時斯界の趨勢上述の如きに鑑み近き將來益々資金が增額の必要が認めらるる。而してこは只だ鐵道以外の民間よりの投資を受くるより外道なき狀況にある。つまり東支鐵道は民間資本家に對し商工業の目的の爲めに自己所屬の設備を提供し相互利益の爲めに民間の協力を乞ふべしと云ふのである

今東支鐵道が全線に有する畜產に關する設備及び之に投じた費用を概觀すると

一、屠獸場　一五ケ所　家畜市場　四ケ所　消毒所　二ケ所　以上價格合計二七〇、〇〇〇金留

（但土地代を含まず）

二、設備完備せるペスト豫防研究所細菌試驗所此價格合計四〇、〇〇〇金留

三、水壓梱包機附き蒸氣絨毛洗滌裝置價格八〇、〇〇〇金留

四、應用工場付家畜治療院價格三〇、〇〇〇金留

五、乳業に對し流通資本金二〇、〇〇〇金留以內

以上價格總計四三〇、〇〇〇金留、勿論此內には敷地代を含まざるを以てすべてを合算すれば八〇〇、〇〇〇金留以上の價格となる。

以上現存せる東支鐵道の設備の規模と今後に於ける畜産界の必要の程度とより考慮する時は民間より投資さるべき資本の額は相當巨大であらねばならぬことが分るであろう。何となれば新規協同事業は以上の內から獨り收入の多きもののみを選出して之れを擴張經營するを許さぬ必ず總括的に一切の各方面を引受けねばならぬからである然らざれば當地方の畜産界一般をして隆盛ならしめ同時に東支鐵道の商業的目的を達成することは出來ぬ

## 第三章　協同條件

主義として東支鐵道の經營する畜産業に對して民間資本の參加を許すとし、然らば如何なる條件を以てするかと云ふことが第二に起るべき問題である

それには第一民間資本家は本事業に於ける東支鐵道の使命及び其目的並に技術的設備の存することを閑却して只だ鐵道との相互關係を利用せんとのみ考へてはならぬ

無論主義として鐵道と民間資本家とが互に同業の權利を有すべしと云ふことには異議は無い。然し乍らそれも相手の提供せんとする金額の多寡に依るもので鐵道と同等の權利を得んと欲せば少くとも鐵道と同額の出資を爲さなければならぬ、次に鐵道は自己防衛の方法として民間出資額が眞に拂込ることの保證を得なければならぬ、それは事業の發展に從ひ漸次必要額を拂込むこととするも差支はあるまい又た同業の權利と云ふことには事業の管理に對しては豫め東支鐵道の積極的參與を是認して貰はねばならぬ

一方の出資者たる鐵道の遠大なる目的及び商業的深き經驗に對して鐵道は既に讓渡せる各種の施設を利用し及び新規計畫を遂行する上に完全なる自由を得ねばならぬ

有利なる事業を高價なる土地と共に提供するに就いては鐵道は必ずや自已の出資に對し全收入中より特定額の配當保證を要求するに相違ない。是れは勿論民間出資の力及び事業經營上より得る收入の如何とは全然無關係である

出資側双方の利益の爲めに事業は出來得べき丈け大規模に發展せしむることが必要である而して是が爲めには是非東支鐵道をして自已の運轉材料、土地、倉庫其他の設備を特に便宜の條件を以て提供せし

むることが必要である但し此等の特權は他の同業者の企畫竝に利益を痲痺せしむる程度に大であつてはならない。何となれば過大なる特典は健全なる競爭を破壞して獨占の弊を生じ易く結局に於て東支鐵道の運輸營業を害すると云ふことになる

本事業は素と地方の產業を其量及其質に於て發達せしむるを以て目的とするものである以上東支鐵道は自ら左記權利を保留するは頗る重要のことである

一、事業及各機關の監督、製產品及原料品の格附け

二、各種設備を個人の利用に提供するに際し料金及規則設定權

獸肉及畜產業に關係ある各種設備及機械類は通商諸外國に對し相互的利用の必要あるを以て東支鐵道は新企業に對し此等を引繼ぎたる後と雖とも上記の範圍に於て之れが運用を爲し得るの權を保留す

滿蒙より輸出する畜類、畜產品及其他の原料品に就いては露領極東地方が最も關係深きに鑑み東支鐵道は將來に於ても露國官憲と協定して此等貨物の移動に對し監督に當るの權利を保留せねばならぬ

西比利及露國に於ける農村經濟の大破壞と次いで來るべき此等の復興事業の爲めに滿蒙の畜產は益々重大なる意義を生じ來る營利事業たり又た經濟的文化事業の遂行を以て目的とする東支鐵道は自己の有する一切の獸醫施設及機械を擧げて北滿洲と露西亞との連絡に當らねばならぬであろう。

東支鐵道勢力範圍地方に於ける畜產界は有望なる將來を開展させて今や將さに歷史的時期を劃せんと

して居る、地方經濟中最有望の事業の一たる此の畜産業に對して個人的投資の機會は今日を措いて他に求め難い。

個人の巨大なる資本は東支鐵道の諸設備を利用し且つ擴張することに依つて現在のまゝにても最少限の出費を以て畜産市場を占有することが出來、近き將來に於ては更らに著しく其營業を發展せしめ得るものと思ふ。

上來述べ來りたる所は東支對民間相互利益の基調に於て畜産事業に對する協同條件を論じたものである若し大方の參考たるを得ば幸甚である

一九二三年八月十七日

於哈爾賓ブリサードスキイ

滿蒙の畜產と東支鐵道終

# 哈調資料既近刊目錄

| 號數 | 書名 | 發行年月 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 號外 | 哈爾賓に於ける金融機關の現狀 | 大正十二年七月 | 極秘 |
| 第一號 | 露西亞共和國聯邦民法 | 大正十二年九月 | |
| 第二號 | 勞農西比利の近情 | 大正十二年九月 | 秘 |
| 第三號 | 哈爾賓に於ける日本人關係諸會社商店一覽 | 大正十二年九月 | |
| 第四號 | 北滿に於ける小麥と製粉工業 | 大正十二年十月 | |
| 第五號 | 滿蒙の畜産と東支鐵道 | 大正十二年十月 | |
| 第六號 | 東支鐵道哈爾賓營業所第八區案內 | 近刊 | |
| 第七號 | 黑龍江々口尼港 | 同 | |
| 第八號 | 東支鐵道附屬地及松黑兩江航行に關する支那法權回收事情 | 同 | |
| 第九號 | セントロサユーズの事業 | 同 | |
| 第十號 | 勞農露國の外國貿易 | 同 | |

満蒙の畜産と東支鐵道